



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(五六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(五七)
- 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五八)
- 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五九)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(六〇)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(六一)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(六二)
- 健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)

(省 令)

- 会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(法務七)
- 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(同八)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務八)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同四九)
- 健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五一)
- 勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同五二)
- 動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産一四)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同一五)
- 土地改良法施行規則の一部を改正する省令(同一六)

(告 示)

- 鶏卵の表示に関する公正競争規約を認定した件(公正取引委六)
- 健康保険印紙の形式の全部を改正する件の一部を改正する件(財務八八)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入銷却に関する件(同八九、九二)
- 相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入銷却に関する件(同九三)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一〇九)
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一一〇)
- 介護保険法施行規則第四百四条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一一一)
- 健康保険法施行規則第三百三十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法を定める件(同一一二)
- 放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一三)

- 薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬品外品の一部を改正する件(同一一四)
- 放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(同一一五)
- 薬事法第五十条第八号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一一六)
- 薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならぬ医薬品等の一部を改正する件(同一一七)

- 薬事法施行規則第四百四条の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯及び他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準を廃止する件(同一一八)
- 薬事法施行規則第五百四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一九)
- 薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品を定める件(同一二〇)

(以下次のページへ続く)
本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(2) 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器のうち、法第十四条第三項の厚生労働省令で定める医療機器であつて、同項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなればならないもの(1)に掲げるものを除く。 十万円

(3) 既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なるものであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされてゐる医療機器でないもの(1)に掲げるものを除く。 十万円

第七条第一項第一号二(5)中「(4)」を「(10)」に改め、同号二(5)を同号二(11)とし、同号二(4)を同号二(10)とし、同号二(3)の次に次のように加える。

(4) 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める医療機器であつて、同項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなればならないもの(1)から(3)までに掲げるものを除く。 十万円

(5) 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器であつて、法第十四条第二項第三号(法第九十条の二第五項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準が定められてゐるもの(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。 三万三千三百円

(6) 法第十四条第二項第三号(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準が定められてゐる医療機器(5)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。 三万三千三百円

(7) 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器(1)、(2)、(5)、(8)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。 三万三千三百円

(8) 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器であつて、既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められるもの(2)、(5)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。 三万三千三百円

(9) 医療機器(1)から(8)まで、(10)及び(11)に掲げるものを除く。 三万三千三百円

第七条第一項第二号イ(1)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(2)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(3)中「一万六千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号イ(4)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(5)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(6)中「一万六千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号イ(7)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(8)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(9)中「一万六千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号イ(10)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(11)中「一万六千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号イ(12)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(13)及び(14)中「一万六千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号イ(15)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(16)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、同号イ(17)及び(18)中「一万六千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号イ(19)中「三万五千三百円」を「四万二千八百円」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「一万五千八百円」を「一万九千七百円」に改め、同号二(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 前号二(1)から(4)までに掲げる医療機器 九万五千円

(2) 前号二(5)及び(6)に掲げる医療機器 二万八千四百円

(3) 前号二(7)から(9)までに掲げる医療機器 二万八千四百円

第七条第四項第一号中「十五万円」を「十四万九千五百円」に改め、同項第二号中「百二十二万四百円」を「百十九万五千三百円」に改め、同項第三号中「千八百七十五万四千九百円」を「千八百七十五万四千五百円」に改める。

第九条第一項第一号イ中「十六万六千四百円」を「十八万四千九百円」に改め、同号ロ中「六万五千五百円」を「七万四千三百円」に改め、同項第二号イ中「八万四千四百円」を「九万二千四百円」に改め、同号ロ中「六万四千九百円」を「七万六千六百円」に改める。

第十二条第一号及び第十二条の二第一項第一号中「二万六千二百円」を「三万百円」に改める。

第十四条中「薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同条第一号中「一万七千四百円」を「二万三千三百円」に改め、同条第二号中「一万五千七百円」を「一万九千七百円」に改める。

第十五条第一号中「一万七千四百円」を「二万三千三百円」に改め、同条第二号中「二万五千七百円」を「一万九千七百円」に改める。

第十七条第一項第一号二(3)までを「(9)まで」に改め、同号二(1)中「三百七十七千円」を「八百七十七万五千五百円」に改め、同号二(2)中「二十八万二千九百円」を「六百二十一万三千円」に改め、同号二(3)中「百十六万四千三百円」を「六百二十一万三千円」に改め、同号二に次のように加える。

(4) 第七条第一項第一号二(4)に掲げる医療機器 三百七十二万二千二百円

(5) 第七条第一項第一号二(5)に掲げる医療機器 四十二万九千二百円

(6) 第七条第一項第一号二(6)に掲げる医療機器 三十四万四千四百円

(7) 第七条第一項第一号二(7)に掲げる医療機器 二百三十五万五千四百円

(8) 第七条第一項第一号二(8)に掲げる医療機器 百七十六万七千七百円

(9) 第七条第一項第一号二(9)に掲げる医療機器 百四十万九千九百円

第十七条第二項第二号二(1)から(3)に「(1)から(9)まで」を「(9)まで」に改め、同号二(1)中「百五十三万八千円」を「四百三十五万七千五百円」に改め、同号二(2)中「十四万三千五百円」を「三百十万九千九百円」に改め、同号二(3)中「五十八万四千四百円」を「三百十万九千九百円」に改め、同号二に次のように加える。

(4) 第七条第一項第一号二(4)に掲げる医療機器 百八十七万二千四百円

(5) 第七条第一項第一号二(5)に掲げる医療機器 二十一万七千六百円

(6) 第七条第一項第一号二(6)に掲げる医療機器 十七万三千六百円

(7) 第七条第一項第一号二(7)に掲げる医療機器 百十八万二千二百円

(8) 第七条第一項第一号二(8)に掲げる医療機器 八十八万四千二百円

(9) 第七条第一項第一号二(9)に掲げる医療機器 七十万九千五百円

第十七条第二項第一号又中「第七条第一項第一号二(1)」を「第七条第一項第一号二(1)から(4)まで」に改め、同号ル中「第七条第一項第一号二(2)」を「第七条第一項第一号二(5)又は(6)」に改め、同号ヲ中「第七条第一項第一号二(3)」を「第七条第一項第一号二(7)から(9)まで」に改める。

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十二号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令
内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第九條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)並びに精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第三十條及び第三十六條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「一万千円」を「九千六百円」に改め、同條第二項中「一万二千八百円」を「一万二千五百円」に改める。

(精神保健福祉士法施行令の一部改正)

第二条 精神保健福祉士法施行令(平成十年政令第五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「四千八百円」を「千二百円」に改める。

第四條中「五千三百円」を「四千五十円」に改める。

附則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十三号

健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十條第三項及び第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の次に次の三條を加える。

(都道府県単位保険料率の算定方法)

第四十五條の二 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ)で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率(法第六十條第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第四十五條の四第四項第一号において同じ)を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額

イ 法第六十條第三項第一号に掲げる額から当該支部被保険者(同條第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ)に係る同号に規定する療養の給付等(第四十五條の四第四項第一号及び第二号において「療養の給付等」という。)に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

ロ 法第六十條第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

ハ 法第六十條第三項第三号に掲げる額

二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額

二 一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く)の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この号及び次条において同じ)の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る)の総報酬額の総額の合算額の見込額(三月以外の月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法)

第四十五條の三 協会は、前条の規定にかかわらず、その変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を予定保険料納付率で除して得た額を第三号に掲げる額で除することにより、当該都道府県単位保険料率を算定するものとする。

一 当該変更後の都道府県単位保険料率を用いる最初の月(次号及び第三号において「適用月」という)の属する事業年度における前条第一号に掲げる額

二 次のイからハまでに掲げる適用月の区分に成じ、それぞれイからハまでに定める額
イ ロ又はハに掲げる月以外の月 適用月の属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く)の総報酬額の総額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る)の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額

ロ 四月 当該四月の前月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く)の総報酬額の総額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該四月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

ハ 五月 当該五月の前々月及び前月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く)の総報酬額の総額並びに当該五月の前月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る)の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該五月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

三 適用月から当該適用月の属する事業年度の二月までの各月(適用月が二月の場合にあつては、当該二月)の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く)の総報酬額の総額及び当該適用月から当該適用月の属する事業年度の三月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る)の総報酬額の総額の合算額の見込額

(支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整)
第四十五條の四 法第六十條第四項の規定により行う支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整は、年齢調整及び財政力調整とする。

2 前項の年齢調整は、次の各号に掲げる場合の区分に成じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 支部年齢勘案標準給付費額が支部平均給付費額以上である場合 当該支部年齢勘案標準給付費額から当該支部平均給付費額を控除した額を控除すること

二 支部年齢勘案標準給付費額が支部平均給付費額未満である場合 当該支部平均給付費額から当該支部年齢勘案標準給付費額を控除した額を加算すること